

議案第二十五号

中央区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正に伴う意見の申出について
右の議案を提出します。

令和八年五月二十日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正に伴う意見の申出について
別紙のとおり中央区長から意見を求められた中央区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部
改正することについては、異議ありません。

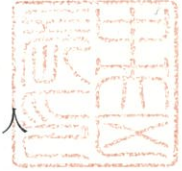
(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第二十九条の規定に基づ
き、区長から意見を求められたので、この議案を提出します。

8中総総第193号
令和8年4月27日

中央区教育委員会 様

中央区長 山 本 泰 人



中央区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正に伴う
意見の聴取について

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）及び地方自治法施行令等
の一部を改正する政令（令和7年政令第237号）の施行に伴い、中央区長等の損害賠
償責任の一部免責に関する条例（令和2年3月中央区条例第1号）を下記のとおり一部
改正するため、令和8年第二回区議会定例会に議案を上程する予定です。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162
号）第29条の規定に基づき、貴委員会の意見をお聴かせくださいますようお願いしま
す。

記

1 改正する条例

中央区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

2 内容

引用する地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22
年政令第16号）の条項に条ずれが生じることに伴い、次のとおり規定整備を行うも
のである。

（1）地方自治法（昭和22年法律第67号）

ア 「法第243条の2の7」を「法第243条の2の8」に変更する。

イ 「法第243条の2の8」を「法第243条の2の9」に変更する。

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

ア 「第173条の4」を「第173条の5」に変更する。

3 施行予定日

令和8年4月1日

4 新旧対照表案

別紙のとおり

新旧対照表（抄）

○ 中央区長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和二年三月中央区条例第一号）

新	旧
（趣旨） 第一条 この条例は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二の八第一項の規定に基づき、区長、副区長、教育委員会</u>の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は区職員（<u>法第二百四十三条の二の九第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「区長等」という。</u>）の中央区（以下「区」という。）に対する損害を賠償する責任の一部を免責させることについて、必要な事項を定めるものとする。 （最低責任負担額） 第二条 <u>法第二百四十三条の二の八第一項の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条の五第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数</u>を乗じて得た額とする。 一 区長 六 二 副区長、教育委員会<u>の教育長若しくは委員、選挙管理委員会</u>の委員又は監査委員 四 三 区職員（前号に掲げる者を除く。） 一	（趣旨） 第一条 この条例は、<u>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十三条の二の七第一項の規定に基づき、区長、副区長、教育委員会</u>の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は区職員（<u>法第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「区長等」という。</u>）の中央区（以下「区」という。）に対する損害を賠償する責任の一部を免責させることについて、必要な事項を定めるものとする。 （最低責任負担額） 第二条 <u>法第二百四十三条の二の七第一項の条例で定める額は、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十三条の四第一項第一号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数</u>を乗じて得た額とする。 一 区長 六 二 副区長、教育委員会<u>の教育長若しくは委員、選挙管理委員会</u>の委員又は監査委員 四 三 区職員（前号に掲げる者を除く。） 一